「八百津町観光協会デザインデータ」使用基準

制定 平成28年10月14日

（目的）

第１条 この基準は、「八百津町観光協会デザインデータ」を使用する場合の取扱いに関して必要な事項を定めるものとする。

（使用目的）

第２条 「八百津町観光協会デザインデータ」を使用する者（以下「使用者」という。）は、八百津町の観光振興及び郷土愛を深める目的として、八百津町の魅力や地域の特性、特産物を効果的かつ積極的に発信するための啓発に使用するものとする。

（使用条件）

第３条 「八百津町観光協会デザインデータ」を使用する印刷物等の媒体、イベントなどについては、次の全ての要件を満たすことを条件とする。

（１）法令及び公序良俗に反しないこと。

（２）特定の政党その他の政治的団体又は特定の内閣若しくは地方公共団体の執行機関を支持し、又はこれに反対する目的をもって、あるいは公の選挙又は投票において特定の人又は事件を支持し、又はこれに反対する目的をもって、政治的行為に関わるものでないこと。

（３）宗教団体（法人）やその他の個人または任意団体が行う布教活動に関するものでないこと。

（４）営利団体・企業が行う営利活動に関するものでないこと。ただし、町内に主たる事務所または事業所を有する企業者については、企業振興の観点から別途使用基準を定めるものとする。

（５）その他、八百津町のイメージを損なうものでないこと。

２ 前項第４号に定める条件については、公共目的やその他の事情を考慮して、やむをえないと判断される場合には、適用しないことができる。

（使用の申請）

第４条 使用者は、あらかじめ「八百津町観光協会デザインデータ使用承認申請書（様式１）」を八百津町観光協会長あてに提出し、その承認を受けなければならない。

（使用料）

第５条 「八百津町観光協会デザインデータ」の使用料については、無償とする。

（使用の報告）

第６条 「八百津町観光協会デザインデータ」を使用した製作物を作成した場合は、完成品を一部提出すること。なお、提出された製作物及び写真における「八百津町観光協会デザインデータ」掲載部分については、八百津町の広報紙等において使用することを了承すること。

（責任の制限）

第７条 「八百津町観光協会デザインデータ」の使用により使用者が被った損害、又は使用者が第三者に与えた損害に対しては、八百津町観光協会は一切の責任を負わない。

（特例）

第８条 この使用基準の運用にあたって疑義が生じた場合は、使用者と八百津町観光協会で協議して定める。

（信義誠実の原則）

第９条 使用者は、「八百津町観光協会デザインデータ」が八百津町の一つのシンボルであることを認識し、この基準を信義誠実に履行するものとする。

（委任）

第10条 この使用基準に定めるもののほか、「八百津町観光協会デザインデータ」の使用に関して必要な事項は、別に定める。

（附則）

この基準は、平成28年10月14日から適用する。